

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：フィリピン 担当：人間開発部
案件名：技術教育モデル校支援プロジェクト（円借款附帯プロジェクト）

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2017年5月下旬

2 参加要件

海外における教育もしくは職業訓練分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月11日から2013年12月13日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月11日から2013年12月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月6日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月下旬
- (5) 契約交渉 : 2月上旬～2月上旬

5 業務の目的

フィリピン国では識字率が東南アジア諸国の中でも高い数値（95.4%、2011年時点）である一方で、初等教育の就学率は85.01%（2009年）、中等教育の就学率は62.38%とまだ改善が必要な状況にある。これに加えて、教育の質の低さが指摘されており、全国学力テストの達成度（特に理数科）や国際学力比較調査でのランキングは低い数値に留まっている。このような教育状況を受けて、現地進出している日系企業から、中等教育を修了した製造業労働者の教育水準の底上げの必要性が強く指摘されるなど、産業界のニーズに即した労働力が供給されていないことが投資の阻害要因の一つとなっている。

フィリピン経済特区庁（PEZA）や日系企業へのヒアリングによれば、製造業で特に必要とされるワーカーレベルに関し、現行の中等教育卒業生（16歳）は直ちに採用することはできず、満18歳になるまで待たざるを得ないとのこと。この間、特に研修期間もなく、産業人材としての価値はむしろ下がると言われている。こうした実情に鑑み、基礎的な算数や基本的な技能訓練を通じて中等教育卒ワーカーの底上げを図るニーズが高く、後期中等教育における選択的職業訓練コースの導入に対する期待は高まっている。

アキノ大統領は、就任後、10 Ways to Fix Philippine Basic Educationにより基礎教育分野における基本政策を示した。これら10項目を包摂するフィリピン中期開発計画（2011-2016）では、Education For Allとミレニアム開発目標の教育関連目標達成をゴールに設定しており、その中で、2016年までに基礎教育期間を現在の10年（初等教育6年、中等教育4年）から12年（初等教育6年、中等教育前期4年、中等教育後期2年）への延長（K to 12改革）を決定している。K to 12については、就学前教育（5歳児）は2011年度から開始されている。中等教育後期2年延長については2012年度から順次新カリキュラムの試行をモデル校において実施し、2016年の本格開始を予定している。

JICAの投資環境整備に係る支援では、産業競争力の向上、インフラ整備、雇用促進によるビジネス・投資環境の改善を通じて、海外直接投資の流入促進に貢献することを目指す、「開発政策支援借款（投資環境整備）」（2012年L/A調印）を実施している。本政策マトリクスにおいて、雇用促進における主要なアクションとして、公立高校での技術職業訓練カリキュラムの試行的実施等を設定している。

技術教育モデル校支援プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）は、上記背景を踏まえ、上記円借款における政策アクションのフィリピン政府による実現を側面支援するため、K to 12改革のモデル校の一部を対象に、新11年次・12年次対象の職業技術教育プログラムを改善し、現地に進出する日系企業との連携を通じた実践教育の実現を支援するものであり、上記円借款の目的である投資環境の改善に資することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

メトロマニラ、ラグナ、メトロセブ

(2) 相手国関係機関

・実施機関：教育省

・対象校：

ア) Rizal Experimental Station and Pilot School for Cottage Industries

イ) Dou Arejandro E. Roces Science and Technical High School

ウ) San Pedro Relocation Center High School

エ) Suangdaku Technical Vocational High School

(3) 業務内容

【上位目標】

モデル高校（SHS）で実施された計画・活動・好事例が、学校改善計画（SIP）の作成・改善の参考事例として、K to 12 モデル校を含む全国の技術職業訓練学校（TVHS）と共有される。

【プロジェクト目標】

技術職業訓練高校（THVS）の活動において、日本企業を含む産業界/企業との連携を改善/強化するための仕組みが構築される。

【成果】

1) 成果1：パイロットTVHSにおいて、卒業生の能力と産業界のニーズのミスマッチ/ギャップが把握され、学校改善計画(SIP)により対策がとられる。

2) 成果2：パイロット校が学校活動を改善し、把握されたギャップを埋めるために、日本企業を含む産業界/企業と協働出来るようになる。

3) 成果3：パイロット校以外のSHSモデルTVHSがパイロット活動や成功事例の再現/適応/採用のために情報を得る。

【活動内容】

（成果1に係る活動）

1-1.パイロット校による学校単位での産業界とのギャップを把握するための人員任命に係る支援

1-2.パイロット校による産業界の関係者に対する聴き取り調査（職歴/技能要件）の計画・実施の支援

1-3.特定されたギャップに係る対策をパイロット校の学校改善計画（SIP）の計画・活動に盛り込むための支援

1-4.パイロット校による卒業生の雇用企業候補への就職支援への助言・側面支援

【成果2に係る活動】

2-1.パイロット校における日本の産業界と協働するための産業連携コーディネーター（ILC）の任命に係る支援

2-2.パイロット校における日本の産業界/企業と学校間の覚書(MOU)の締結を通じた連携の仕組みの構築に係る支援

2-3.パイロット校における校長、教員、産業連携コーディネーター（ILC）、進路指導相談員の能力向上に係る活動への支援

2-4.産業界とパイロット校間で合意した活動の実施に係る支援

2-5.パイロット校と日本企業間の覚書（MOU）実施のモニタリング・評価に係る支援

【成果3に係る活動】

3-1.パイロット校での実践経験や成功事例を他のTVHSに適用/実施するための計画策定に係る支援

3-2.成功事例や実践経験を波及させるための会議開催に係る支援。

3-3.選考されたTVHSへの競争的資金の配賦。

3-4.競争的資金の対象校による助成金の活用に係るモニタリング・評価実施への支援。

【その他】

1.達成された成果を確認するためのエンドライン調査の計画・実施への支援

2.上記の業務を遂行するにあたり、関連して本邦研修の実施も行う。

7 成果品等

(1) 定期報告書

ア 業務報告書計画書（2014年2月、2015年2月、2016年2月）

イ ワーク・プラン（2014年2月、2015年2月、2016年2月）

ウ プロジェクト事業進捗報告書（2014年7月、2015年2月、7月、2016年2月、7月、2017年2月）

エ プロジェクト業務完了報告書（2017年5月）

(2) 技術協力成果品

ア 競争的助成金の選定基準等のガイドライン及び募集内容（2015年2月、2016年2月）

イ 競争的助成金活動実施報告書（助成金活動終了時）

8 主要な分野及び評価対象予定者

ア 総括/技術職業訓練（評価対象予定者）

イ 産学連携（評価対象予定者）

ウ 技術指導

*「ウ 技術指導」の分野は契約開始後のパイロット校との協議を踏まえ決定するが、現時点では、技術職業訓練学校で必要とされる溶接、電気電子、IT、土木、機械（自動車・オートバイ含む）等の分野を想定している。

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2013年2月に事前調査（簡易）を実施済み

・2013年10月にMOUを締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。